

第2回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年4月24日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年4月24日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 17名) (欠席 1名)	1番	佐々木 勝利	出席	10番	畠 中 学	出席
	2番	高 田 美 穂	出席	11番	加 藤 隆	出席
	3番	佐々木 敬 子	出席	12番	山 本 正 人	出席
	4番	落 合 修	出席	13番	齊 藤 哲 也	出席
	5番	白 石 奈津美	出席	14番	高 橋 陽 一	出席
	6番	谷 口 美由紀	欠席	15番	井 坂 あずみ	出席
	7番	岡 田 浩 幸	出席	16番	中 川 明	出席
	8番	岡 村 栄 士	出席	17番	畠 山 恵 子	出席
	9番	安 田 秀 幸	出席	18番	澤 田 亨	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせんの委員の変更について</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第7号 土地の現況調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第2回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和7年4月24日 午後1時30分

- | | | |
|-------|----------------------------------|---------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第4 | 農地法第5条の規定による届出について | (報告第2号) |
| 日程第5 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第6 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第7 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請(賃貸借)について | (議案第3号) |
| 日程第8 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請(使用貸借)について | (議案第4号) |
| 日程第9 | 農地移動適正化あっせん委員の変更について | (議案第5号) |
| 日程第10 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第6号) |
| 日程第11 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第7号) |

第2回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和7年4月24日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	3件
2	報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	会長	報告済	1件
3	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	19件
4	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	2件
5	議案第3号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（賃貸借）について	会長	決定	34件
6	議案第4号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（使用貸借）について	会長	決定	10件
7	議案第5号	農地移動適正化あっせん委員の変更について	会長	決定	—
8	議案第6号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	1件
9	議案第7号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第2回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 澤田会長</p>	<p>時間となりましたので、これから総会に入りたいと思います。総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p>
	<p>忙しい中、昼から集まっていたいただきご苦労様です。最近の天気なのですが、今年は雨が多くて中々田んぼも畑も入れない状態になっております。普通に田植え・移植する方は、余裕があるのですが、乾田直播をやっている方は、ちょっと焦ってきているのかなという状況になっています。私もそうなんですけども。焦ってくるとトラクターに乗っていても機械を使っているけども事故の危険性は高まりますので、皆さん気を付けて作業を行ってください。また、周りの方にも声をかけて安全に作業をしていただくようお願いします。</p> <p>本日の総会は、報告2件、議案7件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本日の委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>6番 谷口 美由紀 委員より欠席の届出がありました。本日は、17名の委員が出席しております。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号1番 佐々木 勝利 委員、議席番号2番 高田 美穂 委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>

<p>日程第3 議長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号1につきましては、大郷寺より北西側・新函館北斗駅前団地より南西側及向野大橋より西側の農地でございます。番号2につきましては、添山会館北西側の農地でございます。番号3につきましては、サン・グリーン(株)函館工場より北側・リバーサイドゴルフ練習場より北側・千代田郵便局より北側及び函館育ちライスターミナルより南東側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。 ご説明いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第6号の規定により、農業委員会に届け出る事となっております。</p> <p>本件に関しましては、老人ホームいなほより西側の農地でございます。祖母が所有する農地を40年間の使用貸借契約を行い、隣接する宅地部分では、一般住宅建設をするための面積が不足しているため、転用の届出がなされたものであります。なお、提出された関係書類で住宅の配置並びに庭及び駐車場などの面積等の計画を確認いたしました。必要最低限の転用面積となっているものと考えております。</p> <p>本件につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議 長</p>	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号19までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々木 敬子 委員より報告をお願いいたします。</p> <p>(佐々木 敬子 委員：報告)</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第6 議 長</p>	<p>日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知</p>

議 長	<p>の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号2までを上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長 事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>番号1につきましては、新函館北斗駅前団地より南西側の農地でございます、経営主が死亡したため、借主の都合により解約となっております。番号2につきましては、茂辺地漁港より西側の農地でございます、耕作不便のため、借主の都合により解約となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号1から番号17までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長 事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。 今年度より、従前の農業経営基盤法による農地の売買及び貸借につきましては、農地中間管理機構事業として必ず北海道農業公社を介した契約手続きを行なうこととなりました。また、議案名称が「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」となります。これ</p>

事務局長

に伴い今までは売主・買主又は貸主・借主を記載した議案としておりましたが、それぞれが北海道農業公社と契約を行なうため、単純に案件数が2倍となってしまいます。このため、今回から北海道農業公社との契約は、共通事項となりますので、いままでと同様にご審議をいただくため、案件番号に枝番を付けて一つの案件としてご審議いただけるようにいたしましたので、今後の農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請に係る議案について、このような形で進めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、この方法が今月から開始されており、北海道農業公社の手続が間に合わないため、売買については、5月総会分から貸主が相続人代表となっている案件につきましては、早くても5月分以降からのご審議となりますので、お知らせいたします。

それでは、案件の説明をさせていただきます。

番号1につきましては、株式会社NIPPON函館合材工場より北側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ3年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号2につきましては、老人ホームケアハウスそよかぜより南側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号3につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号4につきましては、松岡満運輸株式会社函館支店より北側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ1年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号5につきましては、株式会社サン・グリーン函館工場より北西側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ1年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号6につきましては、株式会社サン・グリーン函館工場より西側及び南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号7につきましては、大野農業高等学校より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ10年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号8につきましては、島川小学校より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号9につきましては、日建片桐リース株式会社函館支店より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃

<p>事務局長</p>	<p>貸借を行なうものでございます。番号10につきましては、函館育ちライスターミナルより南東側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し貸借を行なうものでございます。番号11につきましては、開発公民館より西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ10年の期間を設定し貸借を行なうものでございます。番号12につきましては、第一自動車工業株式会社より西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し貸借を行なうものでございます。番号13につきましては、老人ホームケアハウスそよかぜより西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し貸借を行なうものでございます。番号14につきましては、本郷会館より西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し貸借を行なうものでございます。番号15につきましては、北斗市第2給食センターより北側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し貸借を行なうものでございます。番号16につきましては、島川小学校より北側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ5年の期間を設定し貸借を行なうものでございます。なお、今月から北海道農業公社を介した契約となるため、すべて新規案件と備考欄に表記しておりますが、番号11及び番号14以外は、継続案件となります。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第8</p>	<p>議長</p>
<p>議長</p>	<p>日程第8 議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請(使用貸借)について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p>

議 長	<p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長 事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、老人ホームいなほより東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し使用貸借を行うものでございます。番号2につきましては、大野幼稚園より南東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号3につきましては、稲里会館より西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法方へ、5年間の期間を設定し使用貸借を行うものでございます。番号4につきましては、大野幼稚園より南側及び南東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法方へ、5年間の期間を設定し使用貸借を行うものでございます。番号5につきましては、函館江差自動車道北斗追分インターチェンジより東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1年間の期間を設定し使用貸借を行うものでございます。</p> <p>なお、先の賃貸借において説明させていただきましたが、使用貸借につきましてもすべて新規案件と備考欄に表記しておりますが、番号3及び番号4は、継続案件となります。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第9 議 長	<p>日程第9 議案第5号「農地移動適正化あっせん委員の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご御説明いたします。</p> <p>農業委員会では、これまで北斗市全域を12地区に分け、利用調整やあっせん、利用状況調査などの活動を行う上での中心区域として、農業委員及び農地利用最適化推進委員をそれぞれの地区に割り当てをし、農地等の利用の最適化の推進に取り組んでいただいております。今回の改選により農地利用最適化推進委員が廃止になった事や農業委員数の変更があることから、北斗市内を9地区に再編を行いあっせん委員の担当地区を記載のとおり変更指名をするものでございます。また、議案第5号別紙として、あっせん申出された一覧及び農地箇所図を添付いたしましたので、あっせん成立に向けた活動についてよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、総会終了後の全員協議会において、割り当て地区についての詳細についてご説明をさせていただきます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第6号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号1につきましては、議席番号16番 中川 明 委員、議席番号18番 澤田 亨 委員を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。

議 長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。
これもちまして、第2回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦勞様でございました。

(午後2時35分 閉会)

会 長 澤 田 亨

署名委員 佐々木 勝利

署名委員 高 田 美 穂